

有権者（市民）との交流

議員 後援会の活動を通しての交流
自治会やそれぞれの帰属する団体での交流
街頭演説を通じて不特定多数・通行人との交流
陳情・請願など市民生活に密接な諸問題の解決

議会 → 市民と議会の集い 議会の出張ミーティング 議会報告会

自治基本条例 自治基本条例は、市民自治によるまちづくりを進める上で基本となる考え方や仕組みなどを定める条例であり、市政運営の基本方針となるものです。

具体的には、市民自治の基本理念と市民自治を実現するための基本原則、市民自治を進める上での基本的な事項などを定めるとともに、市民から信託を受けている議会と市長等、自治の主役である市民、それぞれの役割と責務を明確にして、市民自治を実現していくことを目指しています。市民自治とは、より良いまちづくりや地域の課題解決に向け、市民一人ひとりが考え、行動することをいいます。

議会基本条例 本市議会では、議会や議員の活動原則、市民や市長等との関係などの基本的事項のほか、委員会審査における自由討議や請願提出者の陳述機会の確保など、新たな試みを盛り込んだ「江別市議会基本条例」を平成25年3月25日に制定しました。

この条例は、議会における最高規範として平成25年4月1日より施行しました。

前文

市民が直接選挙する議員で構成される地方自治体の議会は、自治体の長と共に二元代表制の一翼を担っており、監視機能や立法機能の発揮が期待されている。また、**地方自治の本旨にのっとり****団体自治と住民自治に根ざしたまちづくり**において、地方自治体の議会在が果たすべき役割は、**地方分権の進展に伴って大きなもの**となっている。

このような中、江別市においては、江別市自治基本条例に規定された**議会の役割と責務に基づいて、市民意思の的確な把握に努め、自由かつつな討議を通じて、立法機能、政策提案機能など持てる権能を十分に駆使し、活力と責任のある議会活動が求められている。**

私たち江別市議会（以下「議会」という。）は、議会に関する基本的事項を定め、自らの責務を果たし、市民参加を推進し、市民との協働の下、市民の意思を市政に適切に反映し、市民福祉の向上と市政の発展を目指し、市民に信頼される議会を築くため、議会の最高規範として江別市議会基本条例（以下「条例」という。）をここに制定する。